

# 日本の公立図書館における障害者 サービスの哲学に関連して

——著作権法における31条1項と37条との  
相克に関する認識など——

山 本 順 一

## 1. はじめに： ある県立図書館のベテラン司書からの照会

本務校における2018年度の新学期がはじまってまもなく、あわただしいなかで1通の封書を受け取った（本人と関係者に不利益が出ることを恐れ、匿名化するとともに、同意を得て、小手先の表現については若干の改変を行っている）。発端となったこの手紙を紹介するところから、稿を起すことにしたい。

「拝啓 お元気で過ごしてでしょうか。先般〔2017年11月下旬〕は、著作権をテーマとする研修でご来訪いただき、ありがとうございました。（おかげさまで）複写サービスについても、今後、柔軟な対応に向けて（踏み込んだ）検討が可能になったような気がします。しかるに、これまで自分では疑問に思わず実務上対応していた事柄につき、組織改編によって従来別組織であった公立図書館との連携、すり合わせが必要になったことから、著作権理解について関係職員の間で疑義が提出されています。い

---

キーワード：著作権法37条、障害者サービス、視覚障害者等、公立図書館、マラケシュ条約

ろいろ考えると、よくわからないところもあり、ご多忙のところ恐縮ですが、ご見解をお尋ねしてもよろしいでしょうか」という丁寧な書き出しではじまっていた。このわたしにあてられた照会の内容は、次に書かれているとおりである。

「(2009年6月に)著作権法37条が改正されたことにともない、わたしどもの図書館では、同条3項にもとづいて、視覚障害者等が(家族や近親者、ボランティアなどによって、プライベートサービス等として)誰かに読んでもらう、あるいは(自分自身ないしは近親者が)スキャンしたものをソフトを用いて自分のパソコンで読み上げさせることを想定し、(特定の)‘公表された著作物’の利用を求める視覚障害者等に対して当該図書館資料(著作物)の全体の複写、ハードコピーを提供してきました。このとき、図書館の複製(複写)サービスを定めた著作権法31条1項1号に「公表された著作物の一部分(…略…)の複製物を一人につき一部」と定められた範囲を超えて、(37条の趣旨を踏まえて当該著作物の全部の複写を)OKとしてきました。ふつうの図書でしたら、(当の視覚障害者等に当該資料を)借りていってもらえばよいのですが、館内閲覧のみの資料もありますので、それらについてはコピーを提供することにしてきました。たとえば、具体的には、館内閲覧のみの住宅地図帳については(閲覧・模写が可能な健常者の利用者には見開き2頁につき1頁相当分のコピー提供ですが、視覚障害者等は近隣の状況も認識しないとピンポイントの住宅集積の状況は理解できないでしょうから、必要だと言われれば)見開き2ページすべてのコピーを提供する、また雑誌の最新号掲載の論文・記事についても(そもそも健常者と異なり閲覧し要点をメモすることさえできないのですから)当該論文・記事の全部のコピーを提供してきたのです。」と書かれていた。このように、後ほど解説を加える著作権法37条3項の趣旨を付度し、視覚障害者等に対してその権利利益を尊重した複写サービスの運

日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

用実態が述べられていたのである。

当該県立図書館では、従来、このように視覚障害者等の実情に見合った配慮がされていた。ところが視覚障害をもった利用者が、当該県立図書館と連携することとなった公立図書館の窓口へ赴き、県立図書館同様に住宅地図帳の見開き2頁の複写を願い出たところ、窓口の担当者から見開き2ページの複写を拒絶され、1ページ分の複写なら31条1項にもとづき提供可能といわれた。そこで当該視覚障害者は、併設されている視覚障害者等情報提供施設にその旨の苦情を申し出た。そのクレームの取扱いに悩んだ視覚障害者等情報提供施設の担当者は<sup>くだん</sup>件の県立図書館のベテラン司書に相談をした。これまで視覚障害者等に対して著作権法37条を中心に対応してきた県立図書館のベテラン司書は事態の打開を図り、図書館業界では‘進歩的’反主流派と見られているわたしの意見を問い合わせてきたものようであった。

従来、当該県立図書館が実施してきた視覚障害者の権利利益に配慮した運用に対して、連携する公立図書館と視覚障害者等情報提供施設の職員の多数は「公立図書館では、(DAISY などボランティアなどが) 音声化ファイルを作成したりするために中間的に(著作権法31条1項1号の範囲を超えて、関係する作業従事者の全員に対して当該著作物の全部を人数分) コピーをすることはできても、家族等近親者にそれを読んでもらうために(健常者が対象の著作権法31条1項1号の範囲を超えて) コピーを渡すことはできないのではないか、との否定的見解を述べたとのことである。

わたしの見解をただそうとしたベテラン司書は、受け取った手紙の末尾のほうに、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う公立図書館については、「(視覚障害者等のための複製等) を規定する37条の文言の中に書かれている「複製」について、拡大コピーで理解できない盲人もしくは強度の視覚障害者に対しては(近親者に読んでもらうことを前提として) 通常の(紙

の) コピーを提供することを特に排除しているとは読めません。通常の等倍のコピーも当該強度な視覚障害をもつ者に対して、(まわりでサービスをする) 人間が読み上げてあげたり、それをスキャンしてあげて視覚障害者等が自分のパソコンで読み上げさせたりできるので、1著作物全体の等倍コピーも「視覚障害者等が利用するために必要な方式」に含めてよいように思う」とみずからの考えを吐露していた。

## 2. とりあえずのわたしの回答

うえに紹介したわたしへの意見照会に対して、新学期の授業と雑用の合間に考えたところを2週間後に文書にしたため、回答として提示することにした。「2018年4月18日付けでいただいたお尋ねの件に対する一応の回答」という見出しを付けた、わたしの十分に詰め切っていない、つたない回答を飾ることなく、以下に掲げることにした。

まず標記のお尋ねの件を確認いたします。

〇〇公立図書館の窓口で、視覚障害者の(利用者が行った)住宅地図の見開き2頁のうち半分を超えるコピーについて(図書館側がそのコピー(複写)サービスを)断ってしまったため、当該視覚障害者が(視覚障害、高齢、病気、その他の障害など、様々な理由で通常の書籍等での読書が困難な方々への読書支援や利用者のニーズに応える)点字図書館の方に対して(著作権法)37条(3項)にもとづいて(住宅地図見開きの半分を超えるコピーが)できるのではないかと苦情が申し立てられるという事件がありました。その苦情について、わたし(=某県立図書館ベテラン司書)に問い合わせが来たので、これまでの県立図書館の運用を踏まえ、(著作権法)37条(3項)にもとづ

日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

いて（住宅地図帳見開きの半分以上を超えるコピーの提供が）できるのではないかと答えました。

点字図書館から従来の県立図書館の運用を難ずるかのような意見表明に対して、うえに確認したあなた（＝県立図書館ベテラン司書）の咄嗟の回答の背景について、あなたは次のような解説をしています。

（2009年に著作権法37条（3項）の改正があったとき、当県立図書館では、同条3項にもとづいて、視覚障害者等が誰かに読んでもらう、あるいは自分のパソコンにスキャンし（ソフトによって）読み上げさせるために図書館資料のコピー（サービス）をすることについて、31条の「部分」という（図書館が通常コピーサービス提供可能な）範囲を超えてOKとしました。

普通の図書でしたら借りていってもらえばよいのですが、館内閲覧のみの（許されている）資料もあるので、それらについては、コピーを提供することとしました。具体的には、館内閲覧の住宅地図帳も見開きすべて必要なら視覚障害者等には提供する、（逐次刊行物の）最新号で館内閲覧の（提供にとどめている）雑誌論文も全部コピーを提供するなどです。

今回、〇〇公立図書館が拒絶とした取扱いにつき、なぜ、従来、あなたが働いている県立図書館が視覚障害者等に対して‘格別のサービス’をしてきたのか、その法解釈を支える合理性の有無について検討することになります。

健常者に対しては、公立公共図書館は著作権法31条1項によって、‘ひとりに1部一部分（半分まで）’の図書館資料（著作物）の複製サービスを提供することができます。この一般市民が図書館において享受できる利

益は、市民的及び政治的権利に関する国際規約などの国際条約にその理念が定められ、憲法21条の‘知る権利’、26条の保障する学習権を市民の著作物の利用に具体化した規定が著作権法31条で、その1項が著作権法施行令1条の3が定める公立公共図書館を含む‘図書館資料の複製が認められる図書館等’の行う公共サービスによって実現されています。

ひるがえって、それぞれの個人がおかれた具体的状況に即して、基本的人権が保障されるべき現代社会において、視覚障害者等が享受すべき情報へのアクセスを権利として保障する定めのひとつが著作権法37条で、一般の図書館利用者市民を対象とする同法31条1項とは位相を異にします。

著作権法37条3項に定められた法的責務を担うのは、著作権法施行令2条1項1号のホにあげられた図書館に限られず、福祉の世界に属する諸施設諸機関の総体です。それらが一体となって著作権法37条に定められた視覚障害者等に対してサービスを実施するのです。しかも、この公共サービスは、国内法的には障害者基本法（昭和45年法律第84号）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号、略称は「障害者差別解消法」）、および国際条約としては障害者権利条約（平成26年条約第1号）、‘視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約’（第196回国会（平成30年常会）提出条約）などを基礎とするものです。視覚障害者等に対する情報へのアクセスについての特段の配慮は国際標準であり、国内的にも当然のものとされており。

このような国際的文脈、国内での視覚障害者等に対する権利利益の尊重の要請が障害者差別解消法の5条が定める‘社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備’にあたります。同条には、‘行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなけ

日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

ればならない。」と規定されています。‘行政機関等’には、当然、あなたの勤める県立図書館も今回問題となった公立図書館も含まれます。ここでいう‘合理的な配慮’という法的文言は、健常者が享受する利益と同等のものであるはずがありません。視覚障害者等が物理的に、また社会構造的に強いられているハンディキャップをできる限り可能な範囲で緩和、軽減すべき法的責務を公立図書館を含む行政機関等が負っているということを意味しています。

あなたの勤める県立図書館は従来そのように振舞ってきましたし、その他の県内公立図書館もまた、これまで不公平な待遇を受けてきた視覚障害者等を含むマイノリティに対して、積極的差別解消措置、‘アファーマティブ・アクション’ (affirmative action) が求められているのです。ここで言及したアファーマティブ・アクションこそ、ハンディキャップを抱えた視覚障害者等に対する関係諸規定が求めている健常者に対する通常のサービスを超えた‘合理的配慮’を意味します。

今回お尋ねの図書館での市民の著作物利用の話に戻します。視覚障害者等への合理的配慮が読み込まれるべき著作権法37条3項では、‘ただし書き’の意味するところを踏まえつつ、「必要と認められる限度において」、「文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。」と定めています。この規定は視覚障害者等のもつ権利利益に配慮しての媒体変換、物理的改変を意味しています。‘物理的改変’という文言を用いたのは、法的規範性は認められないとしても法の具体的運用を助けている、関係団体の間での合意をみた「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（2010年2月18日）<sup>1)</sup>のなかに‘図書館が行う複製（等）の種類’が示され、そこに‘拡大文字’が含まれているからです。拡大文字は文字の

大きさやスタイルを変更するだけで、紙媒体メディアであることに変わりはありません。

ひるがえって、著作権法31条1項は、一般的な健常者の図書館利用者市民に対して‘ひとりに1部一部分（半分まで）’の図書館資料（著作物）の複製サービスを認めています。それ以前に健常者は、図書館資料の閲覧が可能で、閲覧は複製サービスの範囲を超えて特定の著作物の全体に及びます。その閲覧に関して、複製サービスの対象範囲を超えて、健常者利用者は書写、模写をすることが事実上許されています（書写、模写も複製で複製権が及ぶとの法理解も研究者には珍しくなく（半田正夫先生のテキストには明記されています）、著作権法30条1項により適法と解釈すべきものです。視覚障害者等には点訳、音訳されたものが存在しなければ、一般利用者が全体を閲覧できるということに比較して、そこに‘社会的構造的障壁’があることになります。その社会的障壁を緩和、軽減するべく、ボランティア等がチームを組んで特定の著作物を点訳、音訳しようとした場合、その作業に当たるボランティア等全員につき、対象著作物全体の複製物の提供を認めるとするのが定説となっています。

今回のお尋ねで直接の対象とされている「住宅地図帳」を対象とする議論に入ります。図書館法3条1号は図書館資料を一般公衆の利用に供することを公共図書館の法的任務と定めています。図書館資料の提供には閲覧サービスが含まれます。点訳、音訳等が存在しない図書館資料については、視覚障害者等は一般利用者が享受できる閲覧と同レベルのサービスを享受し得ません。また、あなたがいうように、住宅地図帳につき、点図<sup>2)</sup>を期待するのはまず絶対に不可能です。この格差に対して‘合理的な配慮’をしていたものが、従来、あなたの県立図書館で視覚障害者等に行われてきた見開きのコピーの提供とみなすことができます。一般利用者では可能な書写、模写の利益がそこに含まれるとみることに、住宅地図帳出版社



## 日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

の商業的利益を毀損するものではないと考えられます。視覚障害者は障害者手帳を持たないものも含め、国内にはおよそ100万人いるといわれ、『障害者白書 平成29年版』<sup>3)</sup>でも全障害者は国民の7%弱と教えています。わずか見開き半ページ分で当該出版社が商業的打撃をこうむると考えることには経済合理性はありません。国立国会図書館では、住宅地図帳出版社と見開き2ページのコピーの提供を個別契約の締結により可能としています。

あなたの勤務する県立図書館が‘合理的配慮’を斟酌し、従前、視覚障害者等に住宅地図帳の見開きコピーを提供していた事実に対し、今回、連携する公立図書館が著作権法31条1項の定める一般利用者と同等のサービス水準（事実上合理的配慮が微塵もないもの）に引き戻すことは、行政法上も看過しがたいものを含んでいます。というのは、従来は異なる行政庁であった県立図書館と公立図書館が、近々、連携一体的に運営され、外形的には単一の行政庁であるかのような組織となり、従来享受し得ていた‘合理的配慮’の含まれていた住宅地図帳見開き2ページのコピー提供が許されていた当該視覚障害者にとっては、背景の事情変更もなく、いわれなく不利益処分性をもつ行政サービスへの変更になるようにうつるからです。

ちなみに、著作権法学者としてはこの国の第一人者である中山信弘先生の『著作権法 第2版』（有斐閣、2014）には、著作権法37条3項の書きぶり、立法過程につきいくつかの不明朗性、疑問が示されています（pp. 341-343）。

あなたの勤務、関係する公立図書館こそはマラケシュ条約や障害者差別解消法の趣旨、精神を尊重し、障害者等に対する‘合理的配慮’の内実を他に先駆けて充実させるべきもののように思います。最後にひとつ。著作権法31条1項、37条、37条の2、38条などの定めは、図書館利用者の利

益と切断された図書館にある種の専権を定めたものと理解するのではなく、障害者を含む図書館利用者の権利利益を信託され、障害者等を含む利用者に代位して基本的諸人権を具体化する公共的機関と考えるべきもののように思います。

以上述べましたところを4月18日付けでいただいたお尋ねに対するわたしの回答とさせていただきます。

### 3. 視覚障害者等に対する図書館情報サービスに関連して

本稿の後半では、視覚障害者等に対して、公立図書館が提供すべき図書館情報サービスについての基本的なフィロソフィーにつき、論じることについて。まず第一にこのテーマに関する世界標準である‘マラケシュ条約’（平成30年条約1号）をとりあげる。

#### 3.1 マラケシュ条約について

2013年6月28日、モロッコのマラケシュにおいて、国際連合の専門機関のひとつ世界知的所有権機関（WIPO）によって設置された外交会議によって、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons Who Are Blind, Visually Impaired, or Otherwise Print Disabled, 略称：視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約（Marrakesh VIP Treaty）、以下本稿では‘マラケシュ条約’と呼ぶ）が採択された。2016年6月30日にカナダが批准書を寄託したことにより、同条約18条に定める20か国の締約国の条件を満たし、同年9月30日にマラケシュ条約は発効している。そして、日本においては、2018年の第196回国会（平成30年常会）に他の10本の国際条約とともにマラケシュ条約が提出され、3月29日に衆議院本会議、4

## 日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

月25日に参議院本会議で、全会一致でマラケシュ条約の締結が承認されている（平成30年条約1号<sup>4)</sup>。

世界知的所有権機関（WIPO）は、このマラケシュ条約が発効した2016年に、同条約の意義を解説するパンフレットを公表している。その冒頭には、次のように書かれている。

「世界には2億8500万人の盲人、視覚障害者がおり、その90%は発展途上で低開発の国々において貧困のなかに生活している。（公刊される）図書のなかでわずか1%から7%だけが彼らに理解できる形式で発行されているに過ぎない。このような状態は（彼らにとって）まさに地球規模での図書に対する飢餓（global book famine）としかいいようがない。図書、学術誌、雑誌が利用できないとすれば、人びとはまともな生活から切断されてしまう。そのような人びとは教育も受けられず、また十分な社会参加もかなわない。彼らには潜在的に備わっている能力を開花させることができない。このことはただ彼らにとっての損失というだけでなく、それはまた彼らが生きている経済と社会にとっての重大な損害を構成している。」<sup>5)</sup>

2018年現在、世界の人口は76億とされているので、およそ4%の人たちが文字を読めず、イラスト、写真、映画などのメディアが認識できないのである。顕著に減少傾向にある日本の人口は2017年12月の確定値で1億2669万5千人<sup>6)</sup>であるが、2013（平成25）年版の『障害者白書』によれば31万人の（障害者手帳をもつ）視覚障害者（日本の人口の0.24%）がいるとされる。しかし、2009年に公表された日本眼科医会の調査によれば、よく見える方の眼で矯正視力が0.1以上0.5未満の‘ロービジョン’の人たちを含めて164万人（日本の人口の1.3%）が視覚障害者だとしている<sup>7)</sup>。BBC ニュース・ジャパンのホームページには、視覚障害者の数は世界で「2050年までに3倍」になるとの医学専門誌に掲載されたイギリスの研究チームの論文を紹介している<sup>8)</sup>。その大きな理由は高齢化で、今後の日本

の社会を直撃する問題である。

このような人類社会の抱える大きな問題に立ち向かおうとする「マラケシュ条約の目標はただひとつ、印刷物を読むことができない人びとに対して、図書や雑誌、その他の印刷資料へのアクセスを増大させることである。それは、アクセス可能な複製 (accessible format) をつくり、国境を越えて共有することを一層容易にすることによって、実現することを目的としている」<sup>9)</sup> のである。具体的にいえば、マラケシュ条約は、図書やその他の著作権により保護された作品 (works) について、視覚的に障害をもつ人びとがアクセスできる点字図書や録音図書その他のメディアに変換、有形無形の複製の作成を容易にするために、一定範囲の著作権規定適用の例外を容認するものである。この条約は、そのような視覚障害者等の人びとをサポートする諸活動をカバーし、マラケシュ条約の締約国の間でそのようなアクセシブルなメディアの輸入及び輸出を可能にするために、国内の著作権制度を改め、制限規定を整備することを求めている。マラケシュ条約では、文学作品に限られず、記事や論文等にとどまらず、その趣旨はケータイのマニュアルや薬の説明書、グルメマップなど生活情報を含むすべての印刷物を対象としているはずである。

いささかくどくなるが、前文と本文22条からなるマラケシュ条約の基本的骨格を確認しておこう。この条約の①受益者 (beneficiaries) は印刷物が読めない (print disabled) の人びとで、視覚障害者 (見えていても、目の焦点を合わせること、あるいは眼球を動かすことができない人を含む)、読字障害者、肢体不自由者 (寝たきりを含み、上肢障害などの一時的症状を含む身体の障害により、物理的に書物を手で支えたり、また指でページを繰るなど図書を扱うことができない人) で、②対象となる著作物は書籍や雑誌等のテキスト形式のもの (イラストや写真、図画等を含む (including related illustrations)) で、③締約国の著作権制度については受益

日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

者（＝視覚障害者等）のために複製権・譲渡権・利用可能化権といった著作権の支分権に関して権利制限規定を設けなければならない、また締約国は④点字図書や DAISY 図書等、視覚障害者等に利用しやすい形式の複製物を締約国間で円滑な輸出入が実現するよう法整備しなければならないとされている<sup>10)</sup>。

本稿執筆の契機となった某県立図書館のベテラン司書からいただいた問い合わせに関連して、このマラケシュ条約の内容について、さらに一步踏み込むことにする。マラケシュ条約において、受益者について定める3条2項(a)号に「権限を与えられた機関（ここには公共図書館が含まれる）は（…中略…）これらの目的を達成するためにあらゆる中間的な措置をとることが認められる」と定められている。その意味するところは、受益者（＝視覚障害者等）のために特定の印刷物を点訳（データ）、音訳（データ）、録音、DAISY 図書などの製作をするために、その作業に従事する非営利組織団体の職員やボランティアに必要とされる範囲で、当該印刷物についてハードコピーやスキャンデータといった複製物の作成が適法だということにある。これは、日本国内においても従前から著作権法上認められてきた。

マラケシュ条約は、その理念を実現するうえで、図書館に大きな期待を寄せている。国連開発計画（UNDP）、世界盲人連合アジア太平洋地域支部（WBUAP）および図書館のための電子情報推進機構（EIFL）が2017年12月に公表した文書に次のようなくだりがある。

「図書館はこのマラケシュ条約が成功をおさめるかどうかのカギを握っている。なぜなら、世界中いたるところで、図書館は盲人および視覚障害者にとって、点字資料、録音資料、大活字本およびデジタルフォーマットの資料の主要な提供施設のひとつだからである。さらに付け加えていえば、マラケシュ条約にもとづき、盲人たちからなる様々な組織とともに、図書

館とその他の諸機関は適法にアクセスしやすいフォーマットでの複製物を他の国々に寄贈することができる<sup>11)</sup>と記している。

### 3.2 この国の著作権法37条について

税法などと同じように、年年歳歳、法改正が行われる著作権法に関しては、今年（2018年）もまた、第196回通常国会において、5月18日、著作権法の一部を改正する法律が可決、成立している（平成30年法律30号）。今回の著作権法改正には、ビッグデータを活用したサービス等における自由な著作物利用を認めるもの（30条の4、47条の4、47条の5）、補償金を支払えば学校教育等において教師が授業や予習・復習のために許諾なく第三者の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて児童生徒学生の端末に送信できるとするもの（35条）、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備（31条、47条、67条）のほか、うえに検討したマラケシュ条約対応の障害者の情報アクセス機会の充実を図る権利制限規定の整備（37条）が行われた。37条改正については、従来は‘視覚障害者等’を対象としていたものを‘肢体不自由等により（物理的に）書籍を持ってない者’などのために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにしたものである。法改正にあたり、閣法上程の政府は、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約に対応するため、視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲を拡大する必要がある」と37条改正の理由を示している<sup>12)</sup>。2018年改正法の文言を溶かし込んだ著作権法37条全体の規定を次に示す。

(視覚障害者等のための複製等)

第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第102条第4項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

うへの溶かし込まれた、2019年1月1日に実施される新しい著作権法37条について、一応の解説を加えておく。もともと37条は商業出版物等を念

頭においた‘公的、公開の印刷物主体の情報空間’を対象とし、その情報空間での健常者との情報アクセスの格差を緩和、縮減しようとの意図にでたものである。

1項の検討に入る前に、‘点字が読める、書ける（というのは作業内容からして違和感はあるが、点字を用いて記述できる）’人たちがこの日本の社会にどれくらいいるものなのかを確認しておきたい。数字は古いが、2006（平成18）年現在で触読（点字を読む）できる視覚障害者は48,000人に過ぎず、視覚障害で障害者手帳を持つ人たちの1割<sup>13)</sup>、日本眼科医会があげるロービジョンを含む164万人のうち2.9%にすぎない。点訳という福祉的業務の意義を認めることやぶさかではないし、今後も積極的に推進すべきものと認識しており、視覚障害を持つ人たちの点字という言語の重要性は十二分に承知しているが、そもそも点字という‘言語’の通用する範囲はきわめて狭い。（一般に、点字が使える人は、視覚障害者のうち1割程度ともいわれる。）本条の対象となる3項にあらたに定義される「視覚障害者等」に多くの点字を学習する余裕と能力をもたない多くの高齢者が含まれることに想到すれば、点訳を大切にしつつも、点字以外にも、従来とこれからの科学技術の進歩が産み出すメディア、手段、措置に視覚障害者等に対する救済の範囲を広げ得る法解釈と実践が期待される。

### 3.2.1 著作権法37条1項

2018（平成30）年改正においても、「公表された著作物は、点字により複製することができる。」との文言に変化はない。‘公表された著作物’とは、民間の商業出版物、政府刊行物等の伝統的なリアルな紙媒体刊行物、およびインターネット上に公開されたマルチメディア・デジタルコンテンツをいう。コンピュータやスマートフォンなどのマニュアル、湯沸し器やフライパンなどの取扱説明書、薬品等の服用方法や効能、副作用などを書



## 日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

いた説明書といったものは、正当に購入・入手した者にとっては、障害の有無にかかわらず、当該製品・商品を利用し、所期の機能発揮を期待できなければ無意味である。マニュアルや取扱説明書、商品説明書については、一定の客観的な手順、事実や利用方法などのアイデアが平板に記述された、表現に幅のない没個性的な文章や図画で、ほとんどのものは著作物に該当しない。自由に複製利用でき、点訳も含まれる。市場で販売されている施設・設備、製品・サービスの利用法、効用がビデオクリップなどの動画で表現され、CD、DVD もしくはインターネット上にあげられている場合には、映像化に関係者の個性が発露し、映画の著作物を構成する余地があるが、その場合においてもそれらは‘公表された著作物’に該当し、この37条1項によって点訳ができると解するべきである。

点訳の主体については、身体障害者福祉法34条に定められた、一般に‘点字図書館’と呼びならわされている視覚障害者情報提供施設に限定されるわけではなく、すべての個人や組織がこれを行うことができる。民間の営利企業が採算を踏まえた営利事業として行ってもかまわない。

### 3.2.2 著作権法37条2項

37条1項は、従来、文字や図表等を一字一字、ひとつひとつ、点字タイプライター等を用いて、人間の手で点字に翻訳・変換（点訳）し、点字を打ち込んでいくという作業をイメージしている。しかし、コンピュータにかかわるハードウェア、ソフトウェアの進化がパソコンを使つての点訳を可能とし、いまでは点訳ソフトを利用しての‘パソコン点訳’がふつうとなっている。「電子計算機を用いて点字を処理する方式」とは、このパソコン点訳のことである。「記録媒体」は、‘記憶媒体’と同義で、光ディスクや（USB）フラッシュメモリーなど、デジタル情報を記録・保存するための媒体を指す。特定の公表された著作物について、著作（権）者に許

諾を求める必要はなく、校正点訳を済ませた点訳データを記録媒体に記録することができる。「公衆送信を行うことができる」というのは、そのような点訳データを特定のサーバにアップロードし、点字を理解できる視覚障害者等の自由なアクセスに開放できるという趣旨である。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している‘サビエ図書館’<sup>14)</sup>が具体的なもののひとつである。

### 3.2.3 著作権法37条3項

37条3項は、視覚障害者等の情報・知識へのアクセスを保障するために、公表された著作物につき、特定の視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者が権利者の許諾を得ることなく自由に録音図書その他のメディアにその情報内容を理解するために必要な方式によって複製、公衆送信することを可能とする規定である。この著作権法37条3項については、法規範ではないが、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が「著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(2010年12月1日作成、2016年2月1日別表一部修正)(以下‘ガイドライン’と呼ぶ)を公表しており、関係実務において定着をみている。3項の規定が定める利益を享受できる「視覚障害者等」は、マラケシュ条約がいう「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者」と同一の範囲の人びとを指す。「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」を‘ガイドライン’を手掛かりとすれば、具体的には「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者、その他施設・団体が認めた障害」をもつ人たちを意味する(別表1)。そして、これら視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者については、著作権法施行令2条1項1号が「障害児入所施設、児童発達支援センター、ロ 大学図書館等、

日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

ハ 国立国会図書館，ニ 視聴覚障害者情報提供施設，ホ 公共図書館，  
ヘ 学校図書館，ト 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム，チ 障害  
者支援施設，障害福祉サービス事業を行う施設，および同条同項2号の定  
めに従い文化庁長官が38施設を個別に指定<sup>15)</sup>している。

健全な視覚を通じてその内容を認識，理解できる公表された「視覚著作物」を特定の視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者が必要な限度で音声にすること（録音図書）のほか，必要な方式での複製，または公衆送信ができる。録音以外の「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」については，‘ガイドライン’には「音声デージー，マルチメディアデージー，大活字図書，テキストデータ，触ってわかる絵本，リライト」があげられている。もっとも，これらのものが市販されている場合には，視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者といえども，同一の公表著作物に関して，権利者側の利益を害することが懸念され，同様の競合する複製物を作成することはできない。異なる種類の障害をもつ者に対して，異なるメディア，異なる形態の複製物の作成は許容される。

ここで発達障害の一つとされるディスレクシア（developmental dyslexia, 発達性難読症）についてふれておきたい。「知能障害や感覚・運動障害，注意力や意欲の欠乏，家庭や社会的要因による障壁が存在しないにも関わらず，神経学的基盤の発達障害によって，読み書きの修得のみに困難をきたす障害」<sup>16)</sup>をもつ人たちを‘ディスレクシア’という。人間は視覚情報を脳内において音声情報に変換して文字を読むとされ，この器質的障害がこのプロセスを阻み，文字がかすんだり，ゆがんだり，左右が逆転した鏡文字などの認識を形成する。この読字能力に障害を持つ人たちは，全人口の6～10%存在するとされる。読み書き能力に問題を抱える児童生徒の半数以上がディスレクシアだといわれている。ディスレクシアの人たちは，論理的思考や推論は阻害されず，言語特異的な神経回路の形成不全で，早

期に発見し、適切な対応をすべきものとされる（自分の子どもがディスレクシアの疑いがあると認識した親はそのことを隠す傾向が強いことが関係者の間ではよく知られている）。ディスレクシアで有名なアメリカの俳優トム・クルーズ（Tom Cruise, 1962— ）は第三者に文字の台本を読んでもらってセリフを覚えているという。このような発達障害のひとつであるディスレクシアも‘視覚障害者等’に含まれる。静岡県眼科医、松久充子さん<sup>17)</sup>は視力検査で異常がないにもかかわらず、読字能力に問題がある児童生徒を発見したときには、カルテに‘DAISY’と書くそうである（‘DAISY’は、Digital Accessible Information SYstem の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのカセットテープに代わるデジタル録音図書の国際標準規格）。

ディスレクシア（‘難読症’とも訳される）には、脳梗塞、外傷、腫瘍など、後天性（獲得性）疾病による読み書き能力の損傷も存在し、そのような場合にもやはり録音図書や DAISY が有効である。

#### 4. 点字の歴史と普及の現状

視覚障害者が情報、知識にアクセスする際に使用する「点字は（音声を媒介とする）言語（language）ではなく、触覚で認識する符号（tactile symbols）」<sup>18)</sup>だとされる。突出した点の有無を設ける3行と2列のマトリックス（日本の関係者はこれを‘マス’と呼ぶ）がアルファベットや符号、音素をあらわし、視覚障害者はそれを手指と一定の機器を用いて‘読み書き’を行う。

この点字は、3歳の時に遊びに熱中するあまり事故で眼球を損傷し、5歳で失明したルイ・ブライユ（Louis Braille, 1809-52）がフランス軍が用いていた暗号・速記記法にヒントを得て、1825年にアルファベット点字を

日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

創始したとされる。この6点式点字は次第に欧米各国へ普及してゆき、現在では、世界中で用いられている。日本では、ブライユの点字をローマ字として活用、その素晴らしさを感じた東京盲啞学校（現・筑波大学附属視覚特別支援学校）教員石川倉次（1859－1944）が考案した子音と母音の組合せをもととする「日本訓盲点字」が1901（明治34）年に公認され、普及していった。1890年代に点字用タイプライターであるブリスタがつくられ、視覚障害者の便宜に資した。点字はフランスでは創始者の名にちなみ‘ブレユ’であるが、英語では‘ブレイル’と発音される。アルファベット文字とは別に、数学点字の表記法として‘ネメス点字’（Nemeth Braille）が国際標準として定められている。点字に関する知識とスキルは一応4か月程度で修得できるとされるが、本格的に点字を学習するには2年間を要するといわれる<sup>19)</sup>。

ひるがえって、国際連合の専門機関のひとつ、世界保健機関（World Health Organization, WHO）は、2017年10月、インターネット上に「盲目と視覚障害」（Blindness and visual impairment）というタイトルのウェブページを公開している<sup>20)</sup>。そこでは世界には3,600万人の盲人と程度はさまざまであるが2億1,700万人の視覚障害者がおり、トータルで2億5300万人の生活するうえで大きなハンデを背負った視覚に障害をもつ人びとの存在を教えてくれる。そのうちの81%は50歳以上だとされる。そして、生活上の余裕と所得に乏しいことが視力を失う最大の理由と指摘している。

## 5. む す び

図書館においては、ディスレクシアなどを含む多種多様な視覚、読字に障害をもつ人々たちに対して、障害者サービスを提供しなければならないが、そのときにはマラケシュ条約、各種の障害者立法を背後に持つ、著作権制限の強度が大きな障害者福祉的規定である37条を中心に理解し業務を運営

すべきであって、健常者を対象とし、権利者・著作権ビジネスとのバランスをも考慮する図書館等における複製を定めた31条1項の適用を考えるべきではない。

注

\* 以下の注に示した URL は、2018年7月4日現在、リンク切れはない。

- 1) <<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>>
- 2) ここで「点図」と言っているのは、「視覚障害者を対象として、紙の上に突起した点を並べて描いた絵や図のこと。視覚障害者が絵や図を理解するために用いる。点字と共用されることも多い。」というものである。ちなみに、図書・雑誌などの印刷物は、100%テキスト情報とはいえず、イラストブックや芸術評論などでは挿絵や写真、楽譜などが混載されている。視覚障害者に対しては、音訳の際、一定のやり方があるが、よほどの習熟が必要で、一般のボランティアなどには期待しがたい。
- 3) <<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h29hakusho/zenbun/index-w.html>>
- 4) このマラケシュ条約の翻訳は<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000343334.pdf>>を参照。正文は英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語およびスペイン語であるが（同条約21条1項）、英語の正文は世界的著作権機関の以下のウェブページで確認できる。<[http://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/text.jsp?file\\_id=301019](http://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/text.jsp?file_id=301019)>
- 5) “The Marrakesh Treaty - Helping to end the global book famine” WIPO, 2016, p. 2.
- 6) <<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>>
- 7) <[https://code.kzakza.com/2018/05/gankaikai\\_popu/](https://code.kzakza.com/2018/05/gankaikai_popu/)>
- 8) <<http://www.bbc.com/japanese/40810904>>
- 9) “The Marrakesh Treaty - Helping to end the global book famine” WIPO, 2016, p. 3.
- 10) 文化庁長官官房国際課「「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」（仮称）の採択について」文化庁月報、

日本の公立図書館における障害者サービスの哲学に関連して

- 2013年9月号 (No. 540). <[http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou\\_geppou/2013\\_09/series\\_08/series\\_08.html](http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou_geppou/2013_09/series_08/series_08.html)>
- 11) The United Nations Development Programme (UNDP), the World Blind Union - Asia Pacific (WBUAP), and the Electronic Information for Libraries (EIFL), *Asia-Pacific Issue Brief • The Marrakesh Treaty to facilitate access to published works for persons with print disabilities for inclusive, equitable and sustainable development*. December 2017.  
<<http://www.asia-pacific.undp.org/content/rbap/en/home/presscenter/pressreleases/2017/12/01/new-issue-brief-calls-for-greater-inclusion-and-access-to-information-for-people-with-print-disabilities-in-asia-pacific.html>>
- 12) <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401718\\_003.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401718_003.pdf)>
- 13) 韓星民「視覚障害者用支援機器と文字情報へのアクセス」(立命館大学) 生存学研究センター報告書 (12) 収載。<[http://www.ritsumei-arsvi.org/publication/center\\_report/publication-center12/publication-188/](http://www.ritsumei-arsvi.org/publication/center_report/publication-center12/publication-188/)>
- 14) <<https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>>
- 15) <[http://www.cric.or.jp/db/domestic/bu\\_index.html#h2633](http://www.cric.or.jp/db/domestic/bu_index.html#h2633)>
- 16) 石井加代子「読み書きのみの学習困難 (ディスレキシア) への対応策」『科学技術動向』2004年12月号, p. 13. <<http://data.nistep.go.jp/dspace/bitstream/11035/1557/1/NISTEP-STT045-13.pdf>>
- 17) 松久充子「特異的読字書字障害児と眼科学校医の関わり」<[http://www.akita.med.or.jp/school-44/files/ppt05\\_10.pdf](http://www.akita.med.or.jp/school-44/files/ppt05_10.pdf)>
- 18) <<http://www.miusa.org/resource/tipsheet/braille>>
- 19) <<http://www.miusa.org/resource/tipsheet/braille>>
- 20) <<http://www.who.int/en/news-room/fact-sheets/detail/blindness-and-visual-impairment>>

## **On Desirable Disability Services in Japanese Public Libraries**

YAMAMOTO Jun-ichi

This paper deals with disability services, mainly for visually handicapped people including dislexia in public libraries in Japan. Receiving a letter from a well-experienced public librarian April 2018, the author had a chance to consider this problem. The librarian questioned how to understand the legal interpretation of Japanese Copyright Act sections 31 and 37. The answer is that international agreements for handicapped people, for an example, Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons Who Are Blind, Visually Impaired, or Otherwise Print Disabled, are so important to solve everyday tasks emerged on public library services for visually handicapped people. In addition, fundamental human rights written in Japanese Constitution are of course have to be taken into account. Section 37 laid down for them should overcome Section 31 for ordinary wholesome users. Japanese society, including library world, unfairly tends to think highly of copyright business profits.